

平成20年度決算による「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について

1 健全化判断比率等の状況

(単位：%)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準	遠野市の比率			
			平成20年度	平成19年度	前年度比	増減要因等
実質赤字比率	13.24	20	(健全範囲)	(健全範囲)		
連結実質赤字比率	18.24	30 (平成23年度までは経過措置として5～10%の引上げ措置)	(健全範囲)	(健全範囲)		
実質公債比率	25 (18以上が許可団体)	35	16.9 (健全範囲)	18.0 (健全範囲)	1.1	公債費充当一般財源の減(180,271千円)、債務負担行為の減(29,872千円)、公営企業債充当繰入金の減(97,913千円)などが減要因である。
将来負担比率	350		99.1 (健全範囲)	125.2 (健全範囲)	26.1	地方債残高の減(1,073,998千円)、公営企業債等繰入見込額の減(1,682,649千円)、退職手当負担見込額の減(65,286千円)などが減要因である。
資金不足比率	農業集落排水事業特別会計 10(起債許可) 20(経営健全化基準)		(健全範囲)	(健全範囲)		
	下水道事業特別会計 10(起債許可) 20(経営健全化基準)		(健全範囲)	(健全範囲)		
	水道事業会計 10(起債許可) 20(経営健全化基準)		(健全範囲)	(健全範囲)		
計画の策定	財政健全化計画 健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合に定めなければならない。	財政再生計画 健全判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合に定めなければならない。	該当なし	該当なし		
計画策定手続等	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣、都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	該当なし	該当なし		

2 健全化判断比率等の対象範囲

実質赤字比率（実質赤字の標準財政規模に対する比率）

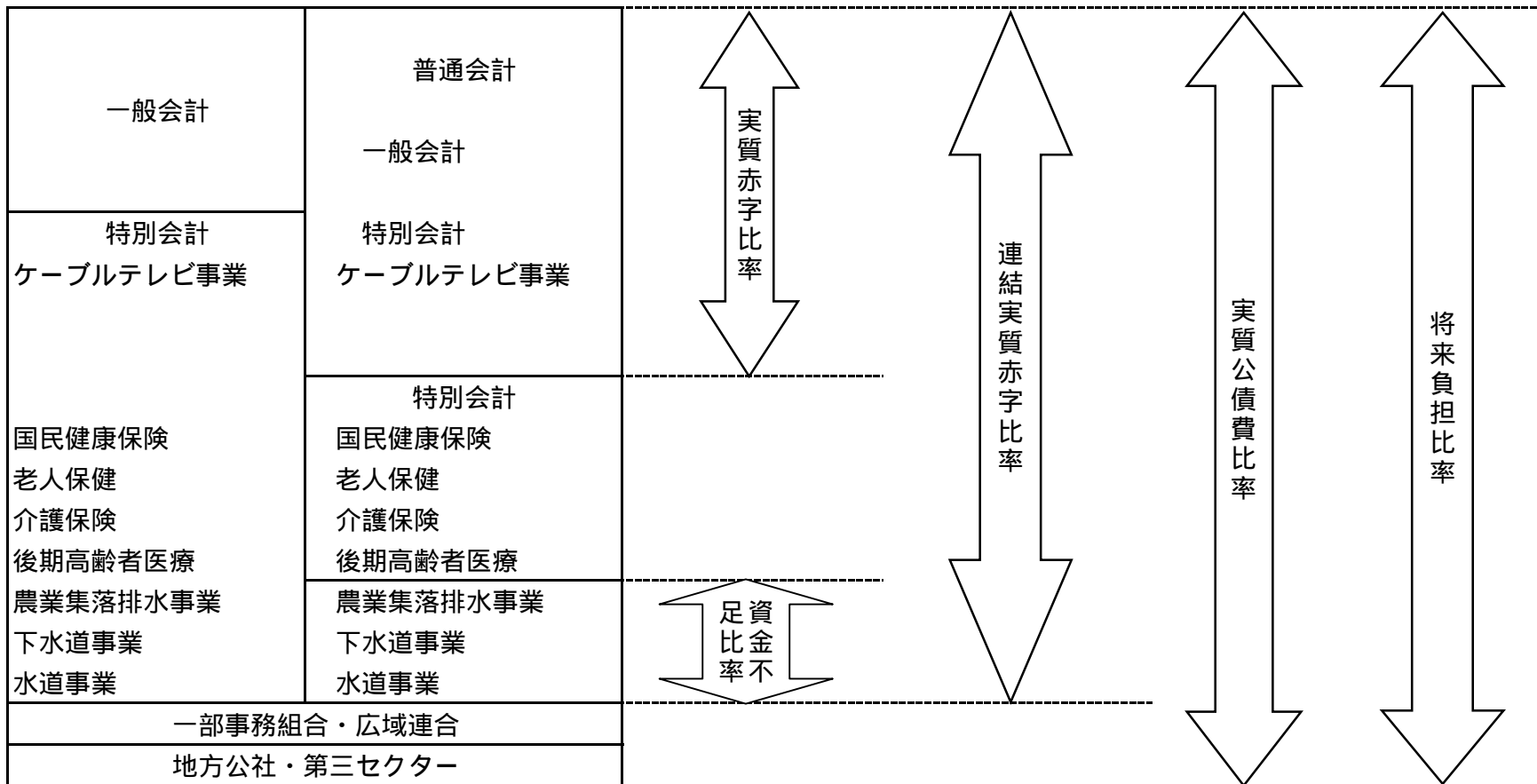
連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

資金不足比率（公営企業における会計別の事業規模に対する資金の不足比率）

健全化判断比率等の対象範囲



注1)一部事務組合・広域連合は、「岩手県市町村総合事務組合」「岩手中部広域行政組合」「岩手県後期高齢者医療広域連合」が対象。

注2)地方公社は「遠野市土地開発公社」、第三セクターは市が出資する法人で損失債務補償負担の伴う法人。